

令和3年函審第16号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月10日11時30分

北海道窓岩鼻沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 35トン

全 長 21.06メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,692キロワット

3 事実の経過

(1) Aの装備等

Aは、イタリア共和国で建造された2機2軸のFRP製快遊艇で、甲板室前部左舷側に操縦席、同室後部にサロン、甲板下に寝台等を備えた船室、フライングブリッジの前部左舷側に操縦席、同席後方にサロンがそれぞれ設けられ、同ブリッジ操縦席前方には左舷側から機関遠隔操縦レバー、磁気コンパス、舵輪、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターがそれぞれ装備されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか3人が乗り組み、知人7人を乗せ、遊覧の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年7月10日10時50分北海道小樽港を発し、窓岩鼻沖合に向かった。

ところで、a受審人は、平素から和船型の釣り船に乗って窓岩鼻周辺海域で釣りを行っており、同海域の水面下にGPSプロッターに表示されない岩礁（以下「窓岩鼻岩礁」という。）が存在していることを承知していた。

a受審人は、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させ、自らはフライングブリッジの舵輪後方に立って操船に当たり、北海道高島岬北方沖合を海岸線に沿って西行したのち、知人7人を楽しませるため、同ブリッジで風景を見学させながら窓岩鼻の海岸に接近することとし、11時28分僅か前小樽市塩谷1丁目に所在する三等三角点酒屋ノ沢（以下「酒屋ノ沢三角点」という。）から339度（真方位、以下同じ。）680メートルの地点で、針路を175度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、11時29分半酒屋ノ沢三角点から324度360メートルの地点に達したとき、窓岩鼻岩礁まで110メートルとなり、その後同岩礁に向首接近する状況であったが、知人らとの会話に気を奪われ、目視で窓岩鼻との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かないまま続航した。

こうして、Aは、11時30分酒屋ノ沢三角点から312度270メートルの地点において、原針路及び原速力のまま、窓岩鼻岩礁に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底外板に亀裂、推進器翼に曲損及び欠損をそれぞれ生じ、来援した救助船によって北海道塩谷漁港に引きつけられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、窓岩鼻沖合において、同鼻の海岸に接近する際、船位の確認が不十分で、窓岩鼻岩礁に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、窓岩鼻沖合において、同鼻の海岸に接近する場合、窓岩鼻岩礁に向首していたのだから、同岩礁に乗り揚げることのないよう、目視で窓岩鼻との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、知人らとの会話に気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、窓岩鼻岩礁に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

函館地方海難審判所

審判官 植 松 正